

## 東京都交通局債権管理に関する要綱

20交資第1501号  
平成20年12月1日  
一部改正27交資第2436号  
平成28年3月25日  
一部改正30交資第2001号  
平成31年1月17日

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都交通局債権管理規程（平成20年交通局規程第66号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、東京都交通局会計事務規程（昭和30年交通局規程第11号。以下「会計事務規程」という。）に定めるもののほか、交通局（以下「局」という。）の債権の管理に関し必要な事項を定め、事務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (管理対象債権)

第2条 局の債権は、会計事務規程第52条の規定及び規程第2条に規定する債権管理台帳（様式1。以下「債権管理台帳」という。）に基づき、管理するものとする。

2 債権管理台帳の上で管理を必要とする債権（以下「管理対象債権」という。）は、規程第4条に規定する督促の期限を経過して、なお履行されていないものとする。

### (債権管理台帳の調製等)

第3条 債権管理者は、債権管理台帳を調製し、その管理を行う。

2 債権管理者は、前項の台帳の調製に必要な事項について、会計事務規程第43条の規定に基づく、収入の調定を行った課長（以下「調定主管課長」という。）に報告を求めることができる。

### (債権の徴収等)

第4条 調定主管課長は未収の債権につき、規程第4条に基づく督促事務の処理を推進しなければならない。

2 調定主管課長は、債権管理者からの未収状況等の報告に基づき、管理対象債権の徴収事務の処理を推進しなければならない。

(債権の放棄)

第5条 調定主管課長は、東京都債権管理条例(平成20年条例第25号)第13条の規定により管理対象債権を放棄する場合は、あらかじめ債権管理者及び総務部財務課長に協議しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱により難い事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月17日から施行する。

交通局債権管理台帳

整理番号

債権の名称						
調定担当部署		部	課	内線	-	
債務者	氏名等			電話番号	- -	
	住所等			所在	有・無(死亡・不明)	
発生及び徴収情報		債権額	特記事項	備考		
		契約日		年 月 日		
		納期限		年 月 日		
		既納額				
未納情報	未納額					
	督促日			方法等		
	納期限			納入	有・無	
	催告日					
	現地調査日			結果等		
交渉記録等						
日付	交渉の経過					
法的措置		訴訟				
		和解				
		判決				
		強制執行				
備考						

様式1-2(補助簿)

日付	交渉の経過